

地方独立行政法人明石市立市民病院

第3期中期目標（案）

平成30年9月
明石市

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28

前文

地方独立行政法人明石市立市民病院は、「患者中心の安全で高度な医療を提供し、市民の生命と健康を守り、市民からの信頼に応える」という変わらぬ基本理念のもと、市民のための病院として地域医療を支え守り続けている。

第1期（平成23年10月1日～平成28年3月31日）及び第2期（平成28年4月1日～平成31年3月31日）中期目標期間においては、多くの課題に直面しながらも、地方独立行政法人の特長である迅速な意思決定による自律的かつ弾力的な経営環境のもと、理事長以下役員、職員が着実に改革を推進し、診療体制を立て直し財務の改善を図るなど、病院の再建を果たしてきたところである。

一方、医療を取り巻く情勢においては、医療と介護の一体改革の流れのなかで、国が示す地域医療構想のもと、超高齢社会における自治体病院のあり方が問われている。地域の実情を踏まえた病床機能の再編が進められるなかで、市民病院は「市民のための病院」として、これまで以上に地域の多様なニーズを踏まえ、市民に寄り添った医療機能の提供が求められている。

折しも市は、平成30年4月1日の中核市への移行により、県と市の健康・保健の業務を一元化したあかし保健所を開設し、こどもから高齢者まで、誰もが安心できるくらしの基盤として、迅速で質の高い保健衛生サービスの提供を行っている。あかし保健所と市民病院は、共に地域医療への貢献を果たしていくため、今後は連携をさらに密にしていく必要がある。

団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年に向け、今後、地域における医療提供体制の再整備が加速していくなか、市民病院には、医療介護一体改革の本質をしっかりと捉え、地域に根ざした自治体病院の使命として、関係機関に対する医療における支援を、さらに推進されることを期待する。

市は、救急や小児医療等の不採算医療などに対して必要な支援を行うとともに、市民病院に対しては、これまでの業務の成果を活かしながら、患者や市民、地域の医療機関からさらに信頼され、地域医療を支え、守り続けていくことを強く求め、ここに第3期の中期目標を定める。

1
2 **第1 中期目標の期間**

3 中期目標の期間は、2019年4月1日から2023年3月31日までの4年間と
4 する。

5
6
7
8 **第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項**

9
10 **1 市民病院としての役割の明確化**

11
12 (1) 医療機能の明確化

13 高齢化がさらに進展するなかで、必要な医療従事者の確保や医療機器の整備等を行
14 い、地域の医療需要や新たな医療課題に対応しながら、急性期から回復期そして在宅
15 医療（慢性期）に至るまでの継続した総合的な医療を提供すること。

16
17 (2) 地域包括ケアシステムにおける機能の強化

18 地域における医療・介護サービスの総合的な充実を図るため、地域包括ケアシステ
19 ムにおける中心的な役割を担う体制を整え、公立病院として地域連携や在宅復帰への
20 支援等を積極的に行うこと。

21
22 (3) 災害及び重大な感染症発生時への対応

23 大規模災害や新型インフルエンザ等の重大な感染症の発生など、健康危機の事象
24 発生に備え、あかし保健所をはじめとする市の関係機関と連携、協力のもと、迅速
25 に対応できる体制を整えておくこと。

26
27 **2 高度な総合的医療の推進**

28
29 (1) 急性期医療を中心とした総合的な医療の提供

30 多くの診療科を有する総合病院として、急性期医療の提供を推進するとともに、
31 複合疾患を有する患者等に対応した医療を提供すること。

32 地域医療構想を踏まえ、急性期後の診療の充実を図るほか、兵庫県保健医療計画
33 に基づく医療機能の充実や強化を図り、地域で不足する機能については、公立病院
34 としてその補完に努めること。

35
36 (2) 救急医療の推進

37 二次救急診療や一次救急の後方支援、地域の小児医療の要として小児救急の充実
38 など、地域の基幹病院として救急医療の充実を図ること。

1 (3) 市と連携した政策医療の充実

2 あかし保健所と連携して、市民の健康増進を図り、また、市の保健・福祉行政と
3 連携し、各種健康診断や認知症の初期鑑別診断などの社会的要請に応えていくこと。
4 市が2020年度に病院敷地内に整備する障害者等歯科診療所について、後方支援など
5 医療連携に努めること。

6
7 **3 利用者本位の医療サービスの提供**

8
9 (1) 医療における信頼と納得の実現

10 患者の権利を尊重し、医療相談等の実施により、信頼と納得が得られる医療サー
11 ビスの提供を図ること。

12 患者中心の医療を実践するため、患者自身が自分に合った治療を選択できるよう、
13 インフォームド・コンセントを徹底すること。

14
15 (2) 利用者本位のサービスの向上

16 市民や患者のニーズを的確に把握し、受療環境等の継続的な改善など利用者本位
17 のサービスのさらなる向上を図ること。

18
19 **4 地域とともに推進する医療の提供**

20
21 (1) 地域医療支援病院としての役割の強化

22 市民が必要な時に必要な支援を受けられるよう、地域の医療機関との連携強化に
23 努め、協働して地域医療のさらなる充実に取り組むこと。医療機器や病床の共同利
24 用のほか、地域の医療従事者への研修など地域医療支援病院としての役割を積極的
25 に果たすこと。

26
27 (2) 地域社会や地域の諸団体との交流

28 公開講座やホームページ等を通じて市民病院の役割や診療内容などの情報を積
29 極的に提供し、疾病予防等の普及啓発のほか、市民等が医療・介護のあり方に関心
30 を持ち、それぞれの予防対策に取り組める機会づくりを行うこと。

31
32 **5 総合力による医療の提供**

33
34 (1) チーム医療と院内連携の推進

35 患者に対して最良の医療を提供するため、すべての職員が診療科や職種をこえて
36 連携し、良好なコミュニケーションのもと、専門性を生かした質の高いチーム医療
37 を推進すること。

38
39 (2) 情報の一元化と共有

40 医療情報の一元化を図り、関係部署で情報の共有化を進めることによって、医療

1 機能の充実、医療の質や安全性の向上に努め、患者に対してより安全で効果的な医
2 療を提供すること。また、部門毎の手順書や物品情報など、医療現場の運営情報に
3 ついても一元化と共有に取り組むこと。

4 5 **6 医療の質の向上**

6 (1) 医療安全や感染防止対策の徹底

8 患者に安全安心な医療を提供するため、医療事故や院内感染に関する情報収集と
9 分析を行い、医療事故等の予防、再発防止対策の徹底を図ること。また、あかし医
10 療安全ネットワークの活動を通じて、他病院の取組を参考にするなど、医療安全体
11 制の強化を図ること。

12 13 (2) 質の向上のための取組の強化

14 医療の質や患者サービスの向上を図るため、TQM活動（※1）のさらなる推進
15 等に取り組むとともに、職員は自己研鑽に努め、必要な知識や技術の習得を図るこ
16 と。

17 また、各種専門の教育研修病院としての資格や高度専門医療実施病院として必要
18 な施設基準を取得すること。

19 （※1）TQM活動・・・組織全員・全体で、医療・サービスの質を継続的に向上
20 させること。テーマごとに現状の課題等を把握のもと目標設定をし、目標の達成
21 に向けた対策案を実施した後、評価と標準化に取り組む活動。

22 23 (3) コンプライアンス（法令・行動規範の遵守）の強化

24 関係法令等や行動規範を遵守するとともに、個人情報保護や情報公開には適切
25 に対応するなど、高い倫理観のもとで法人業務が遂行されるよう、法人における内
26 部統制システムの構築を図ること。

27 28 29 30 **第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項**

31 32 **1 医療職が集まり成長する人材マネジメント**

33 34 (1) 必要な医療職の確保

35 医療水準を向上させるため、引き続き優秀な医療職の人材確保に努めること。特
36 に、法人の目指す方向性に相応しく、組織の一員として行動できる人材の確保に注
37 力すること。

38 39 (2) 魅力ある人材育成システム

40 職員の専門性や医療技術の向上のため、職務に関連する専門資格の取得などの支

1 援の充実を図ること。

2 また、医学生をはじめとする研修生、実習生に対する教育や研修体制の充実、医
3 療従事者の育成に継続的に取り組むこと。

4 5 **2 経営管理機能の充実**

6 7 (1) 役員の責務

8 理事長をはじめ全役員は、内部統制の運用における統括と指揮を行い、法人業務
9 の適正な執行の徹底を図ること。

10 また、全役員は経営情報を共有し、経営環境を的確に見極め、効果的な戦略をも
11 って病院経営を牽引すること。

12 13 (2) 管理運営体制の充実

14 組織の目標を確実に達成するため、各部門の責任と権限を明確にし、情報共有
15 の徹底、意思決定の迅速化など、管理運営の充実を図るとともに、医療職を含む
16 中間管理職がマネジメント能力を発揮するよう努力すること。管理運営体制の充
17 実に向け、引き続きBSC（バランスト・スコアカード）の運用を推進すること。

18 19 (3) 事務職の育成の推進

20 病院の経営方針に沿った専門性の高い職員の育成を図ること。ジョブローテ
21 ション等を通じて、組織横断的に活躍できる職員の育成に努めること。また、事
22 務系幹部職員の計画的な育成に取り組むこと。

23 24 **3 構造改革の推進**

25 26 (1) 組織風土の改革

27 法人の目標達成に向け、職員一人ひとりが日々の業務や組織に内包する課題に
28 対して問題意識を高く持ち、業務改善やコストの削減など、率先して行動できる
29 よう、職員の意識改革を推進すること。

30 31 (2) 人事評価制度の運用

32 人材育成や職員のモチベーションの向上、組織の活性化につながる公正で客観的
33 な人事評価制度の運用を行うこと。

34 35 (3) 労働生産性の向上

36 適正な人員配置のもと、職員一人ひとりが業務のさらなる効率化を図り、労働生
37 産性の向上に努めること。

1 第4 財務内容の改善に関する事項

2 1 業績管理の徹底

3 (1) 診療実績の向上による収入の確保

4 病床稼働率及び診療単価の向上に努め、さらなる増収を目指すこと。また、診療
5 報酬改定や健康保険法等の改正には迅速に対応し、収益の改善を図ること。

6 (2) 支出管理などによる経費削減

7 人件費や経費等について、具体的な数値目標を設定し、その達成を図るため効率
8 的な購買・契約システムの推進など様々な取組を進め、引き続き削減に努めること。

9 (3) 原価計算の推進

10 診療科別・部門別等の原価計算を実施し、業績管理に活用すること。市が支出す
11 る運営費負担金に基づく不採算医療や政策医療等についてもその経費を明らかに
12 すること。

13 2 安定した経営基盤の確立

14 (1) 収支の改善

15 持続可能な病院経営ができるよう、また、将来の投資が可能となるよう、中期目
16 標期間を通じて経常収支・資金収支の黒字を目指し、経営基盤の安定のため自己財
17 源の確保に取り組むこと。

18 (2) 計画的な投資

19 整備方針について市と十分な連携を図りながら、建替を含めた投資計画を策定し、
20 計画的な投資を行うこと。病院機能を保持するための改修や医療機器などの購入・投
21 資にあたっては、必要性や採算性を検討のもと計画的に実施し、投資効果を検証する
22 こと。